

令和2年5月15日

一般社団法人 日本旅行業協会中四国支部長 様  
一般社団法人 全国旅行業協会広島県支部長 様

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部長  
広島県知事 湯崎 英彦

5月15日以降の施設の使用再開に伴う感染防止対策の徹底に関する  
協力要請について（依頼）

本県では、新型コロナウイルスのまん延防止のため、令和2年4月22日から、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第24条第9項等に基づき、施設の使用制限及び催物の開催の停止等の緊急事態措置への協力を要請しており、県内の多数の施設でご協力をいただいているところです。

令和2年5月14日、法第32条に基づく緊急事態宣言の対象地域から本県が解除されたことを受け、4月18日に制定した緊急事態措置を5月15日に解除するとともに、広島県における新たな対処方針を制定しました。

本県といたしましては、県内の感染状況が改善し、新規感染者が無い状況が一定程度続いていることから、専門家の意見を踏まえた上で、旅行代理店（店舗）について、5月15日から使用制限の協力要請を解除することとしました。

各事業者においては、施設の使用再開にあたり、県民が安心して利用できるよう、「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」の活用及び貴団体が作成される感染防止対策を徹底するよう要請します。

あわせて、感染防止対策の具体的な取組内容について利用者等が確認できるよう、店頭における掲示やホームページ・SNS等での発信等を実施してください。

については、上記の要請内容等について、貴団体の構成員の皆様にも周知してください。

○ 広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/new-workstyle/>

担 当：商工労働局商工労働総務課  
電 話：(082) 513-3311